

教員免許・採用等について

1. 免許主義と開放制の原則

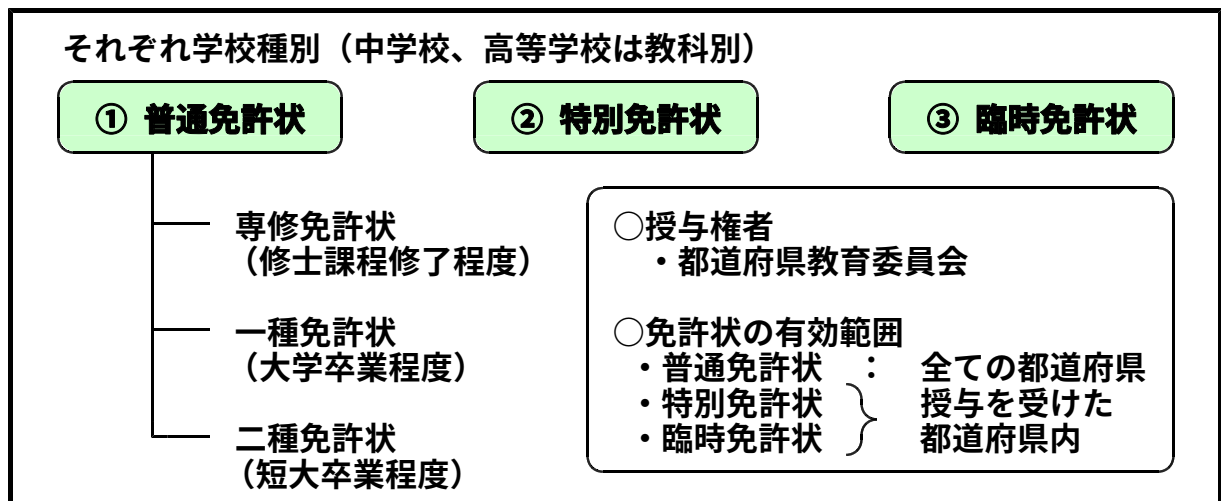
○ 免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

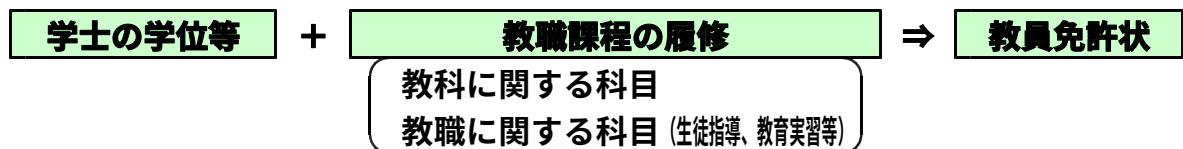
○ 開放制の原則

我が国の教員養成は、教育職員免許法に基づき、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類



3. 免許状の授与方法



4. 免許主義の例外

○ 特別非常勤講師制度

優れた社会人を学校現場へ迎え入れるため、授与権者への届出により、教科等の一部領域（看護、芸術等）を担当する非常勤講師として、免許状を有しない者を充てることができる（平成15年度：20,392件）。

1. 平成17年公立学校教員採用選考試験の実施方法等について

① 面接試験の改善状況等

(単位: 県市数)

区 分	実 施 状 況		実 施 方 法			
	1次2次 両方で実施	個人・集団 両方を実施	面接官に民間の人 事担当者等を起用	面接官に臨床心 理士等を起用	模擬授業の実 施	指導案作成の 実施
平成7年度	42	55	—	—	—	—
平成17年度	49	57	43	19	44	19

② クラブ活動・ボランティア活動歴等の評価

(単位: 県市数)

区 分		志願書等に記入させる (成績報告書の提出を含む)			面接時に聴取する		
		小	中	高	小	中	高
ク ラ ブ 活 動	平成7年度	52	52	49	57	57	54
	平成17年度	56	56	52	44	44	44
ボランティア活動	平成7年度	45	45	43	47	47	45
	平成17年度	57	57	53	45	45	44

③ 年齢制限の緩和

(単位: 県市数)

区 分	制限 なし	51歳未満～ 41歳以上	41歳未満～ 36歳以上	36歳未満～ 30歳以上	30歳未満
平成7年度	2	1	21	24	11
平成17年度	6	8	27	19	0

※このほかに、教科等によって特例を設けている県市もある。

④ 優れた知識・技能を有する社会人の登用

○社会経験を適切に評価する特別選考: 17県市 (前年度15県市)

会社等に就職し、教科等にかかわる専門的な分野において豊富な経験や秀でた知識を有する社会人について、一般選考とは別に選考を実施

⑤ 特定の資格保有等による試験免除

○英語 (TOEFL, TOEIC) の資格による一部試験免除: 33県市 (前年度31県市)

○情報処理に係る資格による一部試験免除: 12県市 (前年度12県市)

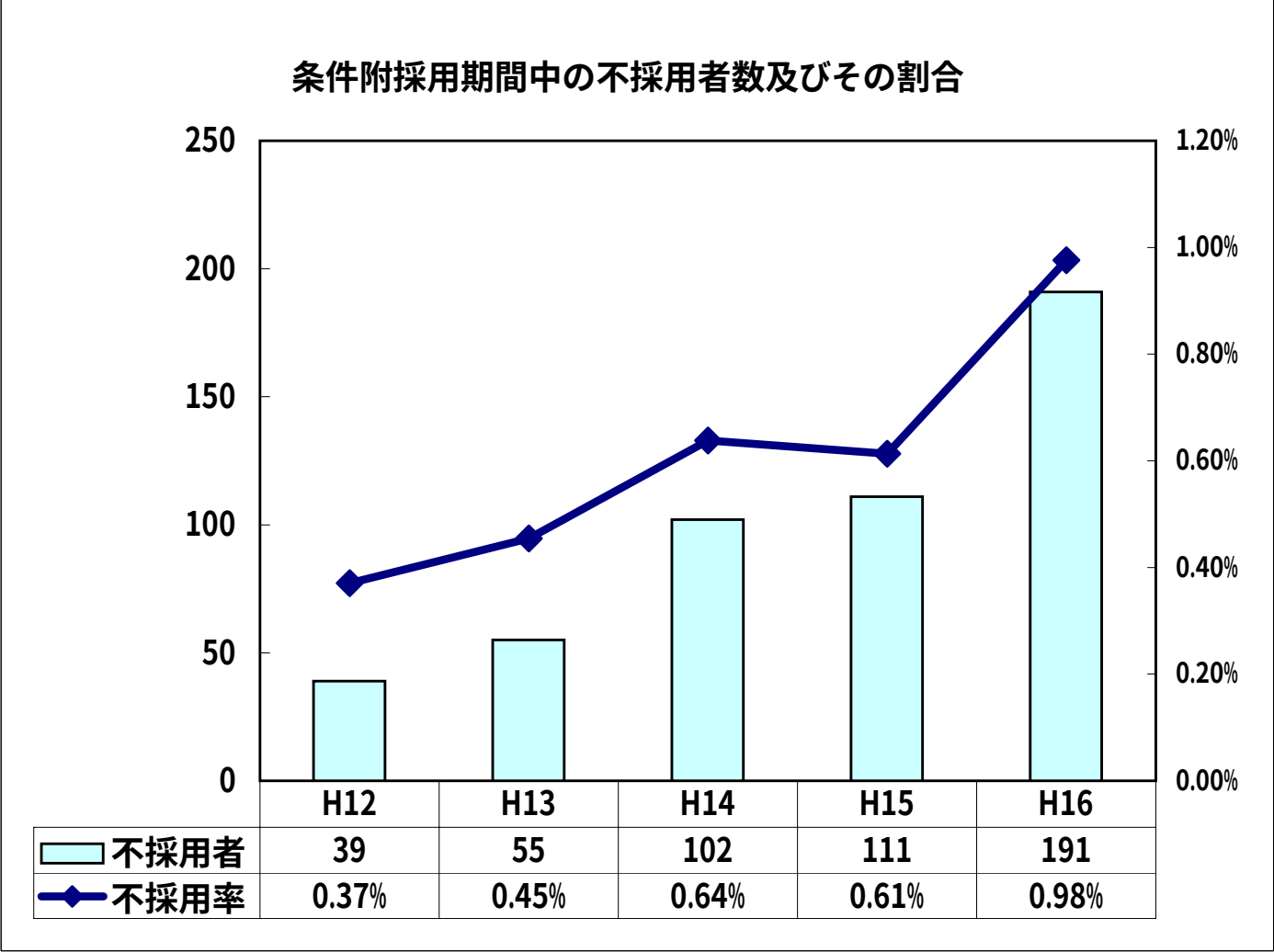
2. 採用者数における民間企業経験者に数及び比率について

○多くの県市では民間企業の勤務経験等を積極的に評価している。

年度	採用者総数	民間企業等勤務経験者	
		採用者数	うち全体を占める比率 (%)
平成12年	11,021	889	8.1%
平成13年	12,606	971	7.7%
平成14年	16,688	1,029	6.2%
平成15年	18,801	1,580	8.4%
平成16年	20,314	2,068	10.2%

条件附採用期間を経て正式採用とならなかった教諭等の数の推移

地方公務員の条件附採用期間は通常6ヶ月のところ、教育公務員については1年間とされている。文部科学省においては、この1年間で教員としての適格性を厳正に見極めることが重要であると考えていることから、各教育委員会において条件附採用期間制度の厳正な運用に努めるよう指導している。



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
不採用	0	0	0	1	1	4	1	7
依願退職	36	34	48	33	52	94	107	172
うち不採用決定者	—	—	—	—	—	(13)	(10)	(15)
うち病気による者	(6)	(5)	(11)	(5)	(14)	(15)	(10)	(61)
死亡	2	1	3	2	1	2	1	5
分限免職	1	1	0	0	0	0	0	3
懲戒免職	2	1	0	3	1	2	2	4
合 計	41	37	51	39	55	102	111	191
採用者数全体	15,957	13,594	11,310	10,517	12,106	15,980	18,107	19,565

※ 平成13年度以前においては、不採用の決定を受けて依願退職をした者の数は調査していない。